

隠岐圏域（島後）  
水害・土砂災害に関する  
減災に向けた地域の取組方針 （改定案）

平成29年12月20日 策定

平成30年 6月12日 改定

令和 元年 6月 日 改定

隠岐圏域（島後）

水害・土砂災害に関する減災対策協議会

（ 隠岐の島町、  
気象庁松江地方气象台、島根県隠岐支庁 ）

## 目 次

1. はじめに
2. 本協議会の構成員
3. 減災のための目標
4. 概ね5年で実施する取組
5. フォローアップ

## 1. はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。これに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほど多数の孤立者が発生する事態となりました。今後も気候変動の影響により、このような河川施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されます。

こうした背景から、平成27年12月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」の答申があり、国土交通省において、施設では守りきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、新たに、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」を取りまとめました。

このビジョンに基づき、県内の一級河川については、直轄管理区間を対象として、平成28年に国・県・沿川市町村等と協働で減災対策協議会を設立し、減災のための取組を推進しているところです。

そのような中、平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道や東北地方の中小河川で甚大な被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では、要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生しました。

これを機に、平成29年1月、社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対し「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」として、都道府県管理河川においても、河川管理者と市町村長等による減災対策協議会の設置の促進等が答申されたところです。

過去隠岐の島町においては、幾度も豪雨災害に見舞われ、特に平成19年8月豪雨災害では、八尾川の氾濫をはじめ多くの河川や溪流で浸水被害や土砂災害がおきた経験があります。

これを踏まえ、国・県・町などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、計画的に推進する「隠岐圏域（島後）県管理河川に関する減災対策協議会」を設立し、水防災意識社会の再構築に向け取り組むこととしました。

本協議会では、隠岐圏域（島後）の氾濫特性を踏まえた洪水被害に対する減災対策について各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」を取りまとめたところです。さらに、平成19年8月豪雨災害での経験を踏まえ、近年全国で頻発化している土砂災害に対しても減災への取り組みが必要であることから、「隠岐

圏域（島後）水害・土砂災害に関する減災対策協議会」と改称し、土砂災害への取り組みも加えることとしました。

今後は、毎年出水期前に進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととします。

## 2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下、「構成機関」という。）は以下のとおりです。

構成機関	構成員
隠岐の島町 気象庁 島根県 島根県	町長 松江地方気象台長 総務部隠岐支庁長 総務部隠岐支庁県土整備局長
オブザーバー	
島根県 総務部 隠岐支庁県民局 島根県 防災部 防災危機管理課 島根県 土木部 河川課 島根県 土木部 砂防課 国土交通省 中国地方整備局 河川部 その他有識者	

### 3. 減災のための目標

本協議会で概ね5年（~~令和~~平成33年度まで）で達成すべき目標は以下のとおりとします。

#### 【5年間で達成すべき目標】

中小河川等の洪水被害・土砂災害に対し、「逃げ遅れによる人的被害をなくすこと」、「地域社会機能の継続性を確保すること」を目指す。

また、上記目標達成に向け以下の取組を実施します。

1. 水害・土砂災害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現
2. 要配慮者利用施設における確実な避難
3. 被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図る

#### 4. 概ね5年間で実施する取組

河川氾濫や土砂災害が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりです。

##### 1. 水害・土砂災害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現

	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
1	※想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図の作成・周知 ・浸水継続時間、家屋倒壊等想定氾濫区域の設定し公表	八尾川	平成30年度中 までに実施	島根県
2	※土砂災害特別警戒区域の調査・周知及び指定	圏域	調査・周知 <del>令和元</del> 平成31年度末 までに実施	島根県
			指定 令和平成32年度末 までに実施	
3	※水害・土砂災害ハザードマップの改良・周知 ・想定最大規模降雨の浸水想定・土砂災害(特別)警戒区域に基づく水害・土砂災害ハザードマップの改良・周知	圏域	<del>令和平成32</del> 年度末 までに実施	隠岐の島町
4	※避難勧告等の発令に着目した水害・土砂災害対応タイムラインの策定 ・情報伝達演習等を通じ、改善を進めながら定着を図る	水害 八尾川	<u>水害</u> 平成30年度末 までに実施  <u>土砂災害</u> 令和元年度末 までに実施	協議会全体
		土砂災害 圏域		
5	※洪水時、土砂災害の危険度について島根県(河川管理者)・気象台からの情報提供(ホットラインの定着) ・出水期前の情報伝達演習等を通じて連絡体制の定着を図る	水害 八尾川	平成28年度 から継続実施	協議会全体
		土砂災害 圏域		

6	※避難判断を的確に行うための水防・土砂災害危険度情報等提供の充実 ・次期水防情報システム・土砂災害予警報情報システムの開発により水防情報・土砂災害危険度情報等の迅速な伝達、県民向け情報提供の充実等を図る ・防災気象情報の改善を図り、危険度やその切迫度を分かりやすく提供	圏域	次期水防情報システム 令和平成元 31-年度未 までに実施から運用 次期土砂災害予警報システム 令和 2 年度から運用	島根県
			防災気象情報 継続実施	島根県 気象台
7	※水害リスクの高い箇所を監視する簡易水位計等の整備 ・県内モデル河川で検証した上で、順次拡大を図る	＝圏域	平成 30 年度から 順次実施	島根県
8	※出前講座や広報紙を活用した防災知識の普及 ・出前講座により水防情報・土砂災害警戒情報の入手、活用方法等について周知 ・広報紙を活用した情報発信	圏域	毎年継続実施	協議会全体
9	※水害リスクの高い重要水防区域、危険な箇所の共同点検 ・出水期前に重要水防区域、危険な箇所、水防資機材等について、河川管理者・町・消防団等と共同点検を実施	八尾川 他	平成 30 年度から 実施	島根県 隠岐の島町
10	※水害・土砂災害の危険性の周知促進 ・過去の浸水・土砂災害の実績等を把握し、水害ハザードマップ等により住民へ周知	圏域	令和平成 32 年度 から 順次実施	島根県 隠岐の島町

## 2. 要配慮者利用施設における確実な避難

	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
11	※要配慮者利用施設の管理者が策定する避難確保計画作成支援（水害・土砂災害）	圏域	平成 28 年度から 継続実施	協議会全体



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理者向けの説明会を開催（平成 29 年 1 月～2 月）</li> <li>・モデル施設で作成する避難確保計画を協議会の場で共有</li> </ul>			
--	--	--	--	--

### 3. 被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図る

	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
12	※河川改修、堆積土砂の撤去等による洪水氾濫を未然に防ぐ対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備状況を共有</li> <li>・河川改修、水門・排水施設の長寿命化について計画的に実施</li> <li>・通水を阻害する堆積土砂・立木の撤去について優先箇所を定めて順次実施</li> </ul>	圏域	毎年継続実施	島根県 隠岐の島町
13	※市町村庁舎等の災害拠点施設の自衛水防の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域内の町庁舎や災害拠点病院等に対する情報伝達体制・方法の共有</li> <li>・浸水想定区域内の町庁舎等の機能確保のため、耐水化・非常用電源等の必要な対策について、協議会で共有</li> </ul>	圏域	平成 29 年度から継続実施	島根県 隠岐の島町
14	※土砂・流木対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂や流木の流出による被害の危険性が高い溪流において土砂・流木の捕捉効果の高い施設整備を推進</li> </ul>	圏域	毎年継続実施	島根県

## 5. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととします。

今後、取組方針に基づき連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行います。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととします。